

令和4年4月4日

1年生保護者 様

兵庫県立東播磨高等学校
校 長 塚 田 誠 司

「後見する者となられる方」への留意事項について

民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和4年3月17日開催の県定例教育委員会において「兵庫県立高等学校学事通則」等の一部が改正されました。このことに伴い「後見する者」に関する各規定は、生徒が成年に達した場合には適用しないこととなりました。

「後見する者」になられる方には、生徒が成年年齢に達するまでの間、保護者の方々とともに生徒を見守っていただき、万一、保護者の方々に不測の事態が生じた場合には、生徒の保護・監督についてご相談させていただくこととしています。

このような趣旨をご理解いただき、保護者ととともに生徒を見守り、後ろだてとなっていただけでしたら幸いです。

なお、この度、お引き受けいただく「後見する者」は、民法上の「後見人」等とは異なり、監護教育や財産管理等の責任や保護者に代わり授業料を納付するなどの債務を負うものではないことを申し添えます。

また、以下に「後見する者」の主な役割も掲載していますので、ご覧いただきご協力をお願い致します。

【後見する者の主な役割】

- ア 後見する者は、保護者ととともに、当該生徒に対して諸規則の遵守と自覚ある行動を促す。
- イ 後見する者は、保護者と連絡が取れないなど不測の事態が生じた場合に、当該生徒の保護・監督について学校長の相談を受ける。
- ウ 後見する者は、保護者等による授業料等の滞納が続く場合に、「兵庫県立高等学校授業料等徴収事務取扱要綱」に基づき、学校長の保護者等への納付連絡に協力する。